

「平成5年税制（住宅取得促進税制拡充）」

（所得税）

・住宅取得促進税制（住宅ローン減税）について、

- ① 税額控除率について、ローン残高3,000万円まで6年間一律1%を、1,000万円以下の部分について、当初2年間のみ1.5%に引上げ。
- ② 取得する住宅の床面積要件について、下限を40㎡から50㎡に、上限を220㎡から240㎡に引上げ。
- ③ 既存住宅の築後経過年数要件について、一定の非耐火木造等については10年を15年に、耐火建築物については15年を20年に緩和。